

# 浄化槽を設置・使用されている皆様へ

浄化槽は、微生物の働きを利用して、トイレ排水や生活雑排水の汚れをきれいにして、用水路などへ流しています。  
美しく豊かで快適な水環境を守るために、浄化槽の正しい使い方と維持管理について理解を深めましょう。



岡山県マスコット  
ももち

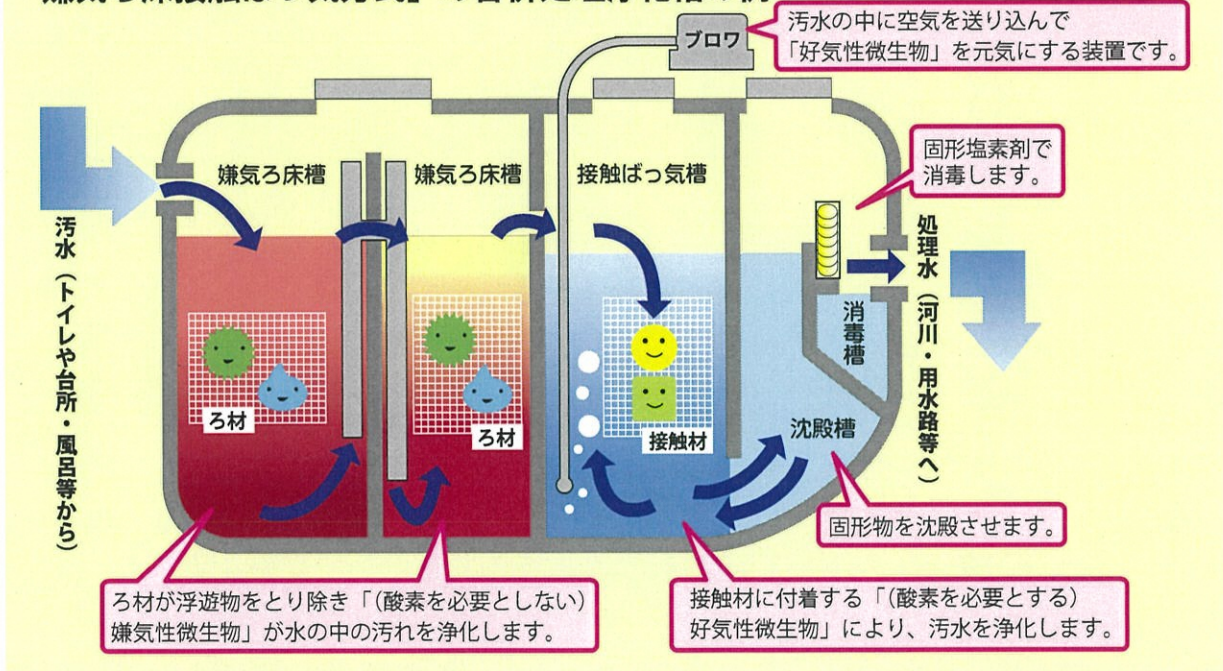


岡山県マスコット  
うらっち

## 浄化槽のしくみ

浄化槽では、自然の中に生きている「微生物」たちが汚れを食べて水をきれいにします。

### 「嫌気ろ床接触ばっ気方式」の合併処理浄化槽の例

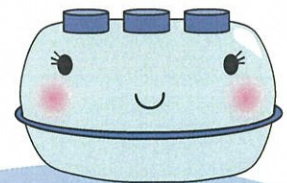


## 適正な維持管理って？

浄化槽は一度設置をすれば放っておけばよいというものではありません。浄化槽の機能が十分発揮されないと、河川の水質悪化や悪臭、害虫の発生につながるとともに、浄化槽の機能の回復に余分な費用がかかることもあります。浄化槽はきちんとチェックやメンテナンスを受けることが必要です。

浄化槽管理者(浄化槽の所有者(※1))は、適正な維持管理(保守点検・清掃)や水質検査をするよう浄化槽法で義務づけられています。

(※1) 借家等の場合、浄化槽の使用が浄化槽管理者となることがあります。



## 浄化槽の正しい使い方とは？

### 【トイレでは…】

- トイレトーパーを使用し、ティッシュペーパー、紙おむつ、衛生用品、たばこの吸い殻などは流さない。
- 洗剤を使用する場合は、浄化槽に対応しているタイプのものを選び、適量使用を必ず守る。

### 【台所では…】

- 水切りネットを利用して野菜くずなどを流さないようにする。
- 使用後の天ぷら油は流さないで、市町村の回収に出すなどする。

### 【洗濯では…】

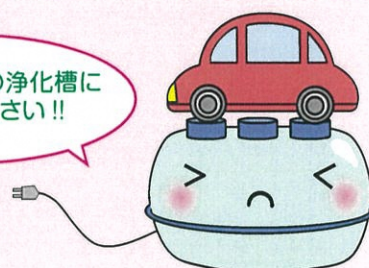
- 洗剤や漂白剤は適量を計って使う。

### 【浄化槽や汚水マスでは…】

- 浄化槽のプロワの電源は切らない。  
(電源を切ると、微生物が死んでしまい、水がきれいになりません。)
- 浄化槽のマンホールのフタの上に物を置かない。
- 台所から流れ込む汚水マスは適時清掃する。

フタの上に重たいものを置かないで!!

日頃から自宅の浄化槽に関心を持って下さい!!



電源は入れたままで!!

### 保守点検(浄化槽法第10条)

#### 【内容】

浄化槽の各装置や機械類が正常に動いているかどうか、浄化槽全体の運転状況や放流水の状況はどうか、汚泥のたまり具合はどうか、配管や材が目詰まりしていないかなどを調べます。浄化槽の清掃が必要な時期も判断します。

#### 【回数】

浄化槽の種類や大きさに応じて、回数が定められています。(※2)

(一般的な家庭用浄化槽は年に3回～4回以上)

ただし、プロワ設備等の作動状況の点検や消毒剤の補給は毎月1回以上必要です。(※3)

#### 【委託先】

知事(岡山市及び倉敷市内にあっては各市長)の登録を受けた保守点検業者



いぬっち

### 清掃(浄化槽法第10条)

#### 【内容】

浄化槽の運転に伴って発生する汚泥などがたまっていくと、浄化槽の機能に影響が生じ、十分に汚水の処理がされなかったり、悪臭が発生する原因になったりします。そのため、汚泥などを取り除き、付属装置や機械類を掃除する必要があります。

#### 【回数】

毎年1回以上(ただし、全ばっ気方式の浄化槽はおおむね6月ごとに1回以上)

#### 【委託先】

市町村の許可を受けた清掃業者



さるっち

### 水質検査(浄化槽法第7条及び第11条)

#### 【内容】

浄化槽の機能が正常に維持されているかどうかを確認するために、浄化槽法で定める水質に関する検査を受けなければなりません。検査には、「設置後検査」と「定期検査」の2種類があり、それぞれ浄化槽の外観検査、書類検査、水質検査を実施し、総合的に「適正」、「おおむね適正」、「不適正」の3段階で判定します。

- 1 設置後検査(浄化槽法第7条)  
浄化槽が適正に設置され、正常に機能しているかどうかを検査する。
- 2 定期検査(浄化槽法第11条)  
浄化槽の保守点検や清掃が適正に行われ、機能が十分発揮されているかどうかを検査する。

#### 【回数】

- 1 設置後検査 使い始めて3ヶ月を経過した日から5ヶ月以内に1回
- 2 定期検査 毎年1回

#### 【検査機関】

知事の指定を受けた検査機関  
(一社)岡山環境検査センター・(公社)倉敷環境検査センター・  
(公財)岡山県健康づくり財団



Q 水質検査結果が「改善を要する」となったときは、どうしたらいいの？

A 浄化槽の保守点検業者や工事業者等に相談し、早急に対応してください。

(※2) 環境省関係浄化槽法施行規則第6条

(※3) 岡山県浄化槽水質管理実施要綱第4条、岡山市浄化槽水質管理実施要綱第4条、倉敷市浄化槽水質管理実施要綱第4条